

## 1 趣旨

景観計画による景観推進地区（及び景観条例による都市景観協議地区）に位置付けられている関内地区、みなとみらい21中央・新港地区において、景観制度制定から約10年が経過し、魅力ある都市景観の形成には一定の成果があげられています。一方で、運用上解釈が不明確な基準や制定当初には想定していなかった取組みが実施されていることから、より魅力ある都市景観を形成するため、**景観計画及び都市景観協議地区の見直しを行います。**

今回の**政策検討部会では、見直しの方向性についてご審議いただきたいと考えています。**

具体的な見直し内容（新旧対照表）については、今後の政策検討部会でご審議いただく予定です。なお、各計画図の見直しは行いません。

## 2 課題と見直しの方向性

現行の景観制度を運用するにあたっては、主に屋外広告物について、以下の項目に関して変更する必要があると考えています。

1. 一時的に掲出する屋外広告物の取扱い
2. 恒常的に掲出する屋外広告物の取扱い
  - (1) 第三者広告
  - (2) 映像装置

### 1. 一時的に掲出する屋外広告物の取扱い <景観計画/関内地区>

日本大通りでは、これまでオープンカフェが実施され、週末には行政や公共団体が関係するイベントが開催されてきましたが、昨年10月より県庁前が毎週日曜日に歩行者天国となったことに伴い、今年度から公共性や公益性のある民間主体のイベントも開催できるようになりました。そこで、より魅力的なイベント開催を促進し、賑わいの創出につなげていくため、次のような景観計画の変更を行いたいと考えています。



日本大通りでのイベントの様子

①日本大通り特定地区では第三者広告が規制されていますが、協賛金を募って行われる民間主体イベントでは、賑やかしの演出のために協賛企業名（＝第三者広告）を含める広告を掲出したいという相談が多く寄せられています。

⇒ 催事等における第三者広告を、協賛企業名等に限る、量又は面積等を限定するなど、一定条件のもとに認めるただし書きの規定を設けます。

②期間の長いイベントや大規模イベントでは、バナー（広告幕）を設けたいという相談が多く寄せられています。

⇒ 現在は明確なデザイン基準がないため、景観計画にバナー（広告幕）のデザイン基準（明度、彩度等を想定）を定めます。

※上記以外にも、エリアをまたぐ規模が大きいイベント等もあり、実証実験等をしながら引き続き検討したいと考えています。

### 2. 恒常的に掲出する屋外広告物の取扱い <景観計画/関内地区・みなとみらい21新港地区>

#### (1) 第三者広告

横浜市では、平成16年から公民連携事業として広告付バス停上屋事業を実施しています。広告料収入により、運行事業者が負担することなく、停留所デザインの統一性を図るとともに、定期的な巡回と清掃により景観の維持・向上を図るものとして、都市美対策審議会にもご意見を伺いながら、事業を進めてきました。



広告付バス停上屋

令和元年度からは、広告付案内サインについても同じスキームを活用し、都市美対策審議会のご意見を伺いながら、設置を開始しています。

これらの取組みはいずれも第三者広告の掲出を前提としています。

その一方、関内地区の一部及びみなとみらい21新港地区においては、無秩序に第三者広告が掲出されることを防ぐことを目的として、景観計画で第三者広告を制限しています。

規制区域内において広告付案内サインを設置するにあたっては、景観計画のただし書き「案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、〇〇地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの」として都市美対策審議会のご意見を伺った上でただし書きの適用を認めてきました。今後もこのような広告料収入をスキームとして利用する事業が増加することが予測され、景観計画をより適正に運用するために、あらためて文言を整理したいと考えています。

⇒ ただし書きの適用対象について、デザインに関する審査体制が整っていることを前提として、配置や大きさ等の基準を設けた上で、広域の範囲で統一されたデザインで、都市美対策審議会です承されたものとする等、適当なコントロールが可能となるように条件を付加しながら適用範囲を広げる方向で検討を進めていきます。

#### (2) 映像装置

現行の景観計画における屋外広告物の映像装置制限は、動画や過度な光を規制することを趣旨としていますが、近年の技術の進歩・発展により、従来の紙媒体（ポスター）による表示と大きな差異のない静止画デジタルパネルが掲出可能となっています。こうした静止画デジタルパネルは、景観に大きな影響を与えることなく広告掲出者にとって幅広い表現ができるものと考えています。

また、近年では公共交通機関の運行状況を表示する映像装置も設置されるようになってきています。このように利用者の利便性が向上する一方、大きさ等一定の条件を設けることで、設置しても景観上大きな影響を与えるものではないと考えています。

⇒ 上記の状況を踏まえ、静止画デジタルパネル及び公共交通機関の運行状況等公共的な目的のために設置するものについては、大きさ等一定の条件を満たした上で景観上十分に配慮することを前提に、掲出を認める方向で検討を進めていきます。



案内サインの静止画デジタルパネル



公共交通機関の運行表示（赤枠内）



表示内容イメージ

## 3 今後の予定

関内駅前地区における景観計画等の変更に合わせて手続きを進めていく予定です。

## 景観計画（関係する箇所のみ抜粋）

### 1. 一時的に掲出する屋外広告物の取扱い

#### 第1章 関内地区における景観計画

#### 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

##### 2 地区別の制限

##### (3) 日本大通り特定地区

##### <屋外広告物 共通>

ア 日本大通りに面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### 第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

#### 1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

##### (1) 日本大通り

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

### 2. 恒常的に掲出する屋外広告物の取扱い

#### (1) 第三者広告

#### 第1章 関内地区における景観計画

#### 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

##### 2 地区別の制限

地区名	制限内容
・山下町特定地区 山下公園通りゾーン	<屋外広告物 共通> (ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5

	㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。
・馬車道周辺特定地区	<屋外広告物 共通> ア 馬車道に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。
・日本大通り特定地区	<屋外広告物 共通> ア 日本大通りに面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### 第3章 みなとみらい21 新港地区における景観計画

#### 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

##### 1 屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

(1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

イ 設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合

## 景観計画（関係する箇所のみ抜粋）

### （２）映像装置

#### 第 1 章 関内地区における景観計画

##### 第 5 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

###### 1 関内地区全域の制限

映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては、当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては、当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りではない。

###### 2 地区別の制限 ※映像装置について規制があるエリアをまとめた内容は以下の表のとおり

地区名	制限内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山下町特定地区</li> <li>山下町公園通りゾーン</li> <li>水町通り及び海岸教会通りゾーン</li> <li>本町通りゾーン</li> <li>中華街中央ゾーン</li> <li>中華街北辺ゾーン</li> <li>中華街南辺ゾーン</li> <li>大さん橋通りゾーン</li> <li>・ 日本大通り特定地区</li> <li>・ 市庁舎前面特定地区</li> <li>・ 北仲通り北準特定地区</li> <li>・ 北仲通り南準特定地区</li> <li>・ 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</li> <li>・ 海岸通り準特定地区</li> </ul>	屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りではない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 馬車道周辺特定地区</li> </ul>	計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関内中央準特定地区</li> </ul>	計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

#### 第 3 章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画

##### 第 5 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

###### 1 屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

（２）屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催時等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。